

一般財団法人フソウ育英会

奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人フソウ育英会（以下、「財団」という。）定款第4条に規定する奨学金の貸与等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 財団の奨学生となることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 日本国内の専門学校、短期大学、大学又は大学院（以下、これらを総称して「大学等」という。）に在学中の学生若しくは進学予定の学生
- (2) 向学心に燃え、品行方正かつ学術優秀で将来良識ある社会人としての活躍が期待できる者
- (3) 大学等での修学に必要な学費の支弁が不足すると認められる者

(奨学金の種類)

第3条 奨学金の種類は、前条の各号のすべてに該当する者に無利息で貸与する奨学金の一種類とする。

(奨学金の貸与額)

第4条 奨学金の貸与額は、月額50,000円とする。

(奨学金の貸与期間)

第5条 大学等に在学中の学生が奨学金の貸与を受けることができる期間は、奨学金の貸与が承認された月の翌月から正規の修学期間の場合に予定される卒業月までの間とする。

- 2 大学等に進学予定の学生が奨学金の貸与を受けることができる期間は、大学等への入学月から卒業月までの間とする。ただし、その者が在学する大学等の正規の修学期間を上限とする。

(募集)

第6条 当財団の代表理事（以下、「代表理事」という。）は、奨学金の貸与を希望する学生を各年度予算の範囲内で募集する。

(募集期間)

第7条 奨学生の募集期間は、毎年11月1日から3月15日までの間とする。

(応募方法)

第8条 奨学金の貸与を希望する学生は、前条の募集期間内に、次の各号に掲げる書類を当財団の事務局（以下、「事務局」という。）に提出の上、面接を受けなければならない

い。なお、事務局が認めた場合は、一部の書類の提出と面接を免除することがある。

- (1) 奨学生願書（様式1）
- (2) 在学証明書
- (3) 成績証明書（大学等に進学予定の学生は、出身高等学校の調査書）
- (4) 合格通知書（大学等に進学予定の学生のみ）
- (5) 推薦書（学校長、学部長、指導教員、これに準じる方。様式は自由）
- (6) 父母の所得証明書（市区町村が発行する直近の年度のもの）
- (7) その他、財団の事務局が提出を求めた書類

（奨学生の決定）

第9条 代表理事は、事務局の選考を経て奨学生を決定する。

- 2 代表理事は、前項の奨学生を決定したときは、その結果を速やかに本人に通知する。

（連帯保証人）

第10条 奨学生として決定された者は、前条の通知を受けた日から14日以内に、原則として連帯保証人1名を選定し、その連帯保証人と連署をした奨学金貸与契約書（様式2）及び誓約書（様式3）を提出しなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、財団に対し、奨学生と連帯してこの規程に定める一切の金銭債務を負担するものとする。
- 3 第1項の連帯保証人については、父又は母（父母が共にいない場合は、これに準ずる者）とする。
- 4 連帯保証人の死亡、信用状態の悪化など財団が連帯保証人を徴した目的を達成できなくなるおそれのある事態が生じたときは、奨学生はその旨を直ちに財団に報告し、財団が要求する措置（連帯保証人の追加又は変更等）を直ちにとらなければならない。

（奨学金の貸与）

第11条 財団は、奨学生に対し、毎月1カ月分の奨学金を貸与することとし、毎月25日に代表理事が指定する金融機関に設けた奨学生名義の口座へ振込送金にて交付する。なお、25日が土日祝日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土日祝日でない日に交付する。

- 2 前項の奨学金の受理については、金融機関への振込をもって奨学生が受理したものとし、同時に借用の証明とする。

（奨学金貸与の停止）

第12条 代表理事は、奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席した場合は、当該期間、奨学金の貸与を停止することができる。

- 2 代表理事は、奨学生の学業などの状況により、補導上必要があると認められたときは、奨学金の貸与を停止し、又は奨学金の貸与期間を短縮することができる。

（奨学金貸与の復活）

第13条 代表理事は、前条の規定により奨学金の貸与を停止された者が、その事由が止んで財団の事務局に願い出たときは、奨学金の貸与を復活することができる。ただし、停止されたときから2年間を経過したときはこの限りでない。

(奨学金貸与の打ち切りと一括返還)

第14条 代表理事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学金の貸与を打ち切ることができる。なお、奨学金を打ち切る場合、代表理事は、その旨を速やかに本人及び連帯保証人に通知する。

- (1) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなった場合
- (2) 学業成績が著しく不良になった場合
- (3) 在学する大学等を退学した場合又は卒業が不可能であることが明らかとなった場合
- (4) 在学する大学等で処分を受け学籍を失った場合
- (5) 奨学生が、本規程による奨学金の貸与を自ら辞退した場合
- (6) 奨学生が所在不明、行方不明及び死亡した場合
- (7) 本規程に違反した場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、奨学生として適当でない事実があった場合

2 奨学生は、前項により奨学金の貸与を打ち切られた場合、すでに貸与を受けた奨学金を前項の通知を受けた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。

(届出義務)

第15条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を書面により財団に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学した場合
- (2) 停学その他の処分を受けた場合
- (3) 本人又は保護者の氏名、住所、電話番号等その他重要な事項に変更があった場合

(奨学金の辞退)

第16条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(他の奨学金との関係)

第17条 奨学生は、他の奨学金と併用することができる。

(奨学金の返還)

第18条 奨学生が在学する大学等を卒業又は修了した場合、その翌月から奨学金の返還を開始する。

- 2 奨学金の返還期限は、10年間(120回払い)とする。
- 3 前項の期間中に返還する奨学金の額は、返還する奨学金の総額を10年間均等割した金額とする。
- 4 奨学金の返還方法については、財団の事務局が奨学生に対して奨学金の返還を開始す

るまでに案内する。

(奨学金返還の免除)

第19条 奨学生が株式会社フソウ及びその関連会社に入社した場合は、その者の学業成績等も勘案して、返還未済額の全部又は一部の返還が免除される場合がある。

(返還金の延滞)

第20条 返還金の延滞が発生した場合は、奨学生本人及び連帯保証人に対して、文書又は電話にて督促を行う。

2 前項の督促を行ってもなお返還がなされない場合は、連帯保証人に対して請求書を送付する。

(管轄裁判所)

第21条 奨学金貸与契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(雑則)

第22条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年8月29日より施行する。